

# 新型コロナウイルス（COVID-19）に関する ガイドンス

一般社団法人 日本船主協会 作成

第3版 （2020年5月15日）

日本船主協会（2020年5月15日）

## はじめに

### 【外航貨物船事業における感染拡大予防の必要性】

外航貨物船事業者は、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）において、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者として位置付けられており、その事業の継続が要請されている。

一方で、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、今後も持続的な対策が必要になることが見込まれており、このような中で、外航貨物船事業者が、継続的にその責務を果たしていくためには、事業継続のために必要な感染拡大予防対策を適切に講じていくことが必要である。

### 【本ガイダンスの位置付け】

本ガイダンスは、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が終息するまでの当分の間の実施が推奨されるものとして、主として外航海運事業者に対する推奨事項を整理したものである。

今後、本ガイダンスを参考に、各海運事業者において、個々の職場・現場や感染リスクの実態に即した、実行可能な効果的な対策を、迅速かつ適確に講じることにより、感染拡大の予防に万全を期していく必要がある。

なお、本ガイダンスは、2020年5月15日時点の最新の情報に基づき作成されているが、新型コロナウイルス感染症については、日々、様々な知見が明らかになっているところであり、感染拡大の動向や専門家の知見、これを踏まえた基本的対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

また、本ガイダンスに記載のない取組を含め、各海運事業者において、業界内外の好事例を積極的に取り入れつつ、現場において創意工夫しながら、感染リスクの実態に即した対策を実践していくことが重要である。

## 新型コロナウイルスの特徴と感染メカニズム

新型コロナウイルスは、2019年12月頃に中国湖北省武漢市で発生した、新種のコロナウイルスであり、以下の特徴を有する。

### 【症状】

発熱（87.9%）、せき（67.7%）、けん怠感（38.1%）、たん（33.4%）、息切れ（18.6%）、のどの痛み（13.9%）、頭痛（13.6%）が主な症状として報告されている。

この他、発症前の初期症状として、

- 味覚の異常（コーヒー、ワインの味がわからなくなる）
- つま先のただれ
- 舌の変色（茶色になる）などの症状も報告されている。

感染者の約80%は症状が比較的軽いとされており、感染しても症状の出ない者もいる。一方、以下の者は重症化しやすいとされている。

- COPD（慢性閉塞性肺疾患）に罹っている者、喘息等呼吸器系、糖尿病、心臓病、高血圧、がんに罹っている者、喫煙者、60歳以上の高齢者（ただし、幼児や若い人でも重症化する例がある）

### 【潜伏期間】

感染すると平均で5日から6日後に症状が出るとされているが、最低2週間程度は様子を見る必要がある。また、症状の出ない感染者が陰性になるのは、感染確認後9日（中央値）を要するとされており、場合によっては、陰性に転じるのに14日以上を要するケースもある。【参照1】

また、感染しても抗体が十分にできないもの、消えてしまうといった例が報告されているため、再度感染するリスクは否めない。

### 【感染メカニズム】

感染経路としては、インフルエンザの感染と同様である。

対策としては、

密集、密接、密閉の三要素を徹底して排除すること

接触感染の防止（飛沫感染などの直接感染、ドアノブ等への接触など間接感染）

が挙げられる。

### 【予防対策】

船上における予防対策については、上記の感染メカニズムを十分に留意した上で、次項以降の対策を徹底すること。

なお、陸上における事業者のオフィス（ここでいうオフィスとは労働安全衛生法上の事業場の概念であり、従業員が事務作業を行う事業場をいう。以降、オフィスという）において、個々の事業場の実態に応じた新型コロナウイルス感染予防対策を行う際の基本的事項については、「オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（一般社団法人日本経済団体連合会）」を参照すること。【参照2】

### 乗船前の対応

乗船直前にテストを行い、陰性が証明されてから乗船することがベストな対応ではあるが、現実的に、そのような対応は難しい（2020年5月15日の時点）。

従って、「新型コロナウイルスの特徴と感染メカニズム」に記した内容を基に、以下の様な感染リスクの低減対策をとる必要がある。

### 自主的隔離の実施

現在、多くの船社で14日間の隔離と検温を実施していると思われるが、リスクを下げるためには、隔離期間の延長等の検討が必要になる。

### 自主隔離期間

潜在的感染者（感染しても無症状の者）が（感染確認後）おおよそ9日で陰性に転じているが、その後の検査で陽性に転じる者もあり、場合によっては、14日以上を要するケースが紹介されており、船内における感染を防止するために、可能であれば3週間程度の自主隔離を行うことが望ましい。

隔離期間中の症状の確認項目として、検温のみならず、味覚の異常といった項目もチェックリストに入れるほか、同居人がいる場合は、同居人のコンディションも考慮する必要ある。

なお、自主隔離中に症状が現れた場合、掛り付けの医者にご相談するほか、自治体等が指定する保健所等の指示に従い隔離を行うこと。

### 非感染証明

上述のように、2020年5月15日時点での感染の有無の検査は難しいものがあるが、海

外乗船等の場合において何らかの証明が求められることもある。このような場合、(COVID-19 への感染有無についての言及はないが)呼吸器系疾患感染の有無については、トラベルクリニックにて実施しているので、受検することも一つのアイデアといえる(ただし、受入国の確認が必要)。  
今後、新たな方法、検査数の拡大等があれば、当該検査の有効性も含め、検討していくこととする。

#### 乗船地までの移動について

乗船地に到達するまでに感染するリスクはゼロではない。  
自宅から、本船までの感染防止について、可能な限り注意を払う必要がある。  
費用等の問題があることは承知はしているが、公共交通機関の利用を可能な限り減らすといった配慮が必要となる(新幹線や航空機を利用するために、混雑する時間帯に地下鉄を利用するようなことは極力避けるべき)。  
また、航空機の場合、密接(濃厚接触)のリスクが発生することに留意すること。

#### 船上での感染防止

##### 船内の感染予防について

- (常識の範囲で) 常時マスク着用(正しい装着方法を指導する必要がある)
- 推奨されている方法での手洗い(含むアルコール消毒)の実施。
- 体温チェック(体温計は、毎回、アルコール消毒すること)。
- 平熱より高い熱が観測された場合や、味覚異常等の初期症状が現れたら、管理会社に報告し、船内居室における隔離等の適切な対応をとる必要がある。  
*前回のガイダンスでは、「平熱より高い体温(厚生労働省では37.5度としているが各社判断による)が数日間続き、かつ疑わしい症状があるときは、管理会社に報告する。」*  
*していたが、これでは遅いといえるので、前記の発熱前の初期症状が出た場合や、平熱より高い体温(何度以上とは指定できないが、37°C近くになったら疑いを持つことが必要かもしれない)となった場合は、大事を取ることを推奨する。*
- 定期的な船内の消毒の実施。ドアノブ、PCのキーボード、船内電話(プッシュボタン、受話器)、キャビネ、手すり、タッチパネル等他人が頻繁に触れる箇所の消毒を定期的に行う(アルコールが足りない場合は、厚生労働省・経済産業省、メーカーが公表している市販の漂白剤から次亜塩素酸ナトリウム液を生成する方法もある。ただし、手の消毒に使用しないこと)【参照3】
- 状況がゆるす場合には、定期的な換気を行うこと。換気を行うことは感染を防止する有力な方法でもある。

- 甲板部、機関部の食事時間をずらす、座席の対面配置を見直すことも、一つの案として考えられる（司厨部への負担増とはなるが）。
- 入手可能であれば、手すり、什器類等の消毒ため、除菌スプレーの利用（ただし、布への散布を目的とした除菌スプレーを手の消毒に使用しないこと）。
- カラオケ等は、乗組員のストレス緩和に有効ではあるが、三密状態になる可能性があるため、原則回避し、やむを得ず使用する場合は、「(カラオケボックス等に関するガイドライン)」を参照して行うこと。【参照4】

上記は、船内感染を防ぐポイントとして列記しているが、必要以上に神経質になる必要はないと考えられる。船内が疑心暗鬼に陥った場合、本船の安全運航にも影響を及ぼすことになるので、そのような事態にならぬよう、十分に留意する必要がある。

うがいの励行については、外部の専門家より、うがいに関する感染症予防に関する見解が確立していないため、うがいを禁止するものではないが、励行して全員で実施するような対策ではないとの指摘があったため、第3版では削除しました。

#### 荷役時等における感染予防

荷役時等における陸上作業員との接触については、

会員周知船主海第126号・船主企第24号「外航貨物船の船内荷役時の新型コロナウイルス感染症への感染防止のための推奨事項について」および会員周知船主海第136号・船主人第48号「船舶乗組員と陸上作業員の安全な接触に関するIMOガイドラインについて」を参照のこと。

#### 乗組員が発症した場合の措置

##### 入港国への通報

検疫法等の要求に従い、入港国への検疫通報を行い、当該国当局の指示を仰ぐ。

想定される対応：

- 検疫錨地にて検疫
- 当該船員が重症の場合は陸上医療施設に搬送
- 引き続き、錨地にて14日以上錨泊（船陸交通は原則不可）
  - 食料、飲料水、医薬品等の補充が必要

会員周知船主海第135号・船主人第47号「感染防止対策及び船上で乗組員や乗客に新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いがある場合の対応等について」を参照のこと。

(参考)

入港（入域）の拒否については、会員会社が弁護士に確認したところ、（日本の場合）検疫法、入国管理法において入港（入域）を拒否できる根拠はない。

IMO サーキュラー4204 Add.1 においては、旗国、寄港国当局および船主は、旅客の乗下船、荷役、造船所への出入り、食料・備品の供給、証書類の発給、乗組員の交代に支障がないように協力するとある。

会員会社の調査では、旗国は入港に関するアシストはできないとしているため、発症者等を緊急下船させる等の措置が必要となった場合は、必要に応じて P&I クラブに相談することを推奨する。

※ 感染者（およびその疑いがある乗組員）は、船内居室等での隔離が必要となるが、船長以下他の乗組員が、冷静に対応することが必要となる。管理会社は、乗組員がパニックにならないよう指導を行う必要がある。

※ 船内で感染者が発生した場合は、日本船主協会海務部にもご一報ください。

#### 感染地域における上陸について

基本的に、感染国（地域）においては、不要不急の上陸を避けるよう配慮する。感染国については、協会が提供している感染国および感染者のリストを参照されたい（現時点で数人だったとしても、数日から一週間で急激に拡大するリスクがあることを認識しておく必要がある）。

併せて、外務省感染症危険情報を参考にされたい。

- レベル4：「退避勧告」

その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。

- レベル3：「渡航中止勧告」

その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。（

- レベル2：「不要不急の渡航は止めてください」

その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。

- レベル1：「十分注意してください」

その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。

海外での交代に当たっては、（2020年5月時点で）米国の一部の州などの交代が可能な国・地域であっても、感染症危険地域を極力避ける必要がある。

## 本船運航への影響

### 監督・業者の手配への影響

日本が感染国となっており、日本からの入国を制限する国が増加しており、(将来的に) 場合によっては業者、監督を派遣できないおそれが出てくることを認識しておく必要があるかもしれない。

可能であれば、海外の系列会社の監督を派遣するなど、BCP(Business Continuity Planning：事業継続計画)を立てておくことも一案。

## 入港等への影響

- ① 湖北省、浙江省以外の中国人が配乗されているにも関わらず、全員上陸禁止の措置が取られた(日本)
- ② 中国人配乗を理由に、ステベが荷役拒否をしそうになった(日本)
- ③ インド入港時、中国への寄港を理由に入港拒否となった(同類案件2件)
- ④ 感染国(中国)に寄港した船舶が、インド入港時にスワブ検査(拭き取り検査)を要求されており、現在、検疫錨地にて判定を待っている。
- ⑤ インドにおいて、中国等の感染地に寄港した船舶への補油を拒否された。
- ⑥ 船内で突然死(コロナウイルスが原因ではない)が発見され、シンガポールへの入港、遺体の搬送を申請したが、当初はシンガポール当局から入港を拒否。その後の交渉で14日間の検疫を求められた。フィリピン沿岸を航行中だったが、離路して遺体を搬出した。

情報については、協会 HP「新型コロナウイルス情報」に掲載を予定。

以上

### 参照記事等

【参照1】 <https://medicaldoc.jp/news/202003n0098/>

【参照2】 [https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040\\_guideline1.html](https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040_guideline1.html)

【参照3】 [https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/0327\\_poster.pdf](https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/0327_poster.pdf)

[https://www.kao.com/jp/soudan/topics/topics\\_107.html](https://www.kao.com/jp/soudan/topics/topics_107.html)

【参照4】 <http://www.karaoke.or.jp/coronavirus/index.php>



【その他全般】 <https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/detail/>